平成15年6月6日(金) 午後2時00分から3時00分 宇都宮グランドホテル 平安の間

第1回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第1回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

| ・会 | 長 | 福田 | 富一 | |
|-------|---|----|----|--|
| . 페 스 | E | 狭油 | 成里 | |

手塚 順一 玉生 勝経 高橋 克法 猪瀬 成男 須賀 万里子 ・委 員 小野里 豊 大竹 清作 築 郁夫 竹原 卓郎 坂入 寛六郎 湯澤 博 松本 清 石川 伍一 稲葉 信子 吉沼 正夫 渡辺 清 藤江 政夫 江連 俊 江連 功 斎藤 手塚 早苗 福嶋邦夫 横田 弘 白坂 喜美雄 加藤 幸雄 釜井 傳一郎 鱒渕 幸三 南木 昭男 鈴木 利二 手塚 鈴木 保夫 加藤 晴一 誠 菊地 三夫 森田 広子 伊澤 茂 中村 祐司

沼田 良

2 欠席者

なし

- 3 出席した事務局職員等
 - ・事務局長 栗田 幹晴
 - ·事務局次長 大林 厚雄

4 議 事

議事内容

(議案第1号)宇都宮地域合併協議会規約の制定について

(議案第2号)監査委員の選任について

(議案第3号)平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

(議案第4号)平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

報告事項

(報告第1号)会長職務代理の指定について

今後の取り組みについて

その他

協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに,準備会を代表して福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ,その後,事務局より,1市4町から選出された各委員の紹介を挟み,本会議の仮議長の選出を行う(上三川町議会坂入議長を選出する)。

その後,仮議長の進行により本会議における会議録署名委員2名が議長一任により選任される(小野里委員,加藤(晴)委員)。

次に,事務局による本日に至るまでの経過説明の後,議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」を審議する(原案通り決定)。

議案第1号の決定により、協議会規約に従い議長交代(坂入寛六郎仮議長から福田富一会長へ)となる。

議長の進行により,議案第2号「監査委員の選任について」に議事が進み,協議会規約に則り,会長より監査委員3名が指名される(上河内町:大木二三男収入役,河内町:斉藤弘収入役,高根沢町:鈴木一郎収入役)。

次に,議案第3号「平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」,議案第4号「平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は,関連する内容のため一括審議となる(原案通り決定)。

次に,報告第1号「会長職務代理の指定について」は,協議会規約により福田会長から, 猪瀬副会長に会長職務代理の指名がなされる。

最後に、今後の取り組み、その他連絡事項について事務局より説明がなされ、会議終了となる。

午後2時00分 開会

進行(栗田参事)

大変お待たせいたしました。ただいまから「第1回宇都宮地域合併協議会」を開会いた します。

私,本日の司会進行を務めさせていただきます宇都宮市行政経営部参事の栗田でございます。よろしくお願いいたします。

なお,この会議は公開を原則といたしております。傍聴者,報道関係者の皆さんがいらっしゃいますが,あらかじめご了解をいただきたいと存じます。

また,報道関係者の皆さんにお願いいたします。議事の進行上,写真撮影等は会議次第3の委員紹介までとさせていただきたいと存じます。

また,携帯電話をお持ちの方は,会議の妨げになりませんよう,電源をお切りになるかマナーモードでお願いいたします。

それでは初めに,会議に先立ちまして,準備会を代表いたしまして宇都宮市の福田市長がごあいさつを申し上げます。

福田富一宇都宮市長

皆さんこんにちは。宇都宮市長でございます。開会に当たりまして,準備会を代表いた しまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しいところ,お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

さて,今日の市町村を取り巻く社会経済環境は,日常生活圏の拡大に加え,分権型社会の到来や厳しい財政状況,少子高齢化の進展など,かつてない大きな変革期を迎えております。また,行政ニーズは多様化・高度化しており,自己決定・自己責任の原則のもと,これまで以上に,質の高いきめ細やかなサービスを提供していくことが求められております。このような課題への対応といたしまして,行財政能力の向上が必要であり,市町村合併はその有効な手段でありますことから,全国的に大きなうねりとなっているところであります。

本地域におきましても,平成14年度に1市8町による課長レベルでの勉強会,助役レベルでの研究会を開催し,事務事業の現況調査などを実施してまいりましたが,去る5月30日に1市4町による任意の合併協議会設置について合意し,その後十分な協議を踏まえ,年度内に法定協議会への移行を目指すこととなりました。

本日,第1回目の合併協議会を開催することができましたことは,ひとえに住民の皆様方をはじめ関係首長あるいは議会議員の皆様や関係各位のご理解の賜物と,改めて感謝を申し上げます。

合併に向けましては数多くの課題があり、それらを一つ一つ協議・調整をしていかなければなりません。全体的に合意が得られて初めて、合併へ向けての次の段階に進んでいくこととなります。そのための、きょうは一里塚と言ってもよろしいかと思います。

しかし,各委員の皆様方の中には,足が重く気が晴れないでおいでになった方もいらっしゃるかと思います。そのような方々を思いますれば,私自身も同じ思いでここに参りました。慣れいそしんだ一つの形が変わるということはどなたもよしとしないと思います。なぜこの時期に自分がこの役回りになってしまったのかとお思いになっている方もいらっしゃるかと思います。

しかし,行政経営の効率化は避けて通れません。そしてまた,分権時代にあっての自治能力の向上も,これまた備えていかなければなりません。我々は次代を担う人たちへの責任があります。その責任を果たすことのために,今ここにいると思います。あの判断は正しかった,そしてまた,次代を担う人たちにも感謝をされなければなりません。どうか次の一里塚へ進むことができますよう大いに議論を深め,宇都宮地域における新しい行政モデルを共につくるために汗をかこうではありませんか。

市町村の合併の特例に関する法律の期限が迫っていることもあり、限られた期間の中での集中的な協議となりますが、委員の皆様方の格段のご理解とご協力をお願いいたしまして、準備会を代表してのあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

進行(栗田参事)

ありがとうございました。本日は第1回ということでございますので,協議会の各委員さんを,僣越でございますが,私の方で名簿順にご紹介をさせていただきます。

初めに、ただいまごあいさつ申し上げました宇都宮市の福田富一市長でございます。

(福田富一市長 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町の猪瀬成男町長でございます。

(猪瀬成男町長 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町の手塚順一町長でございます。

(手塚順一町長 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町の玉生勝経町長でございます。

(玉生勝経町長 挨拶)

高根沢町の高橋克法町長でございます。

(高橋克法町長 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮市議会議長の小野里豊委員でございます。

(小野里豊委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮市議会総務常任委員会委員長の大竹清作委員でございます。

(大竹清作委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮市社会福祉協議会会長の須賀万里子委員でございます。

(須賀万里子委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮商工会議所会頭,築 郁夫委員でございます。

(簗 郁夫委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮市自治会連合会会長、湯澤博委員でございます。

(湯澤博委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮市助役,竹原卓郎委員でございます。

(竹原卓郎委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町議会議長,坂入寛六郎委員でございます。

(坂入寛六郎委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町議会合併問題調査研究特別委員会副委員長、松本清委員でございます。

(松本清委員 挨拶)

上三川町自治会長連絡協議会会長,石川伍一委員でございます。 (石川伍一委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町女性団体連絡協議会会長,稲葉信子委員でございます。 (稲葉信子委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町商工会会長,吉沼正夫委員でございます。 (吉沼正夫委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上三川町助役,渡辺清委員でございます。

(渡辺清委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町議会議長,江連俊委員でございます。

(江連俊委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町議会総務常任委員会委員長,藤江政夫委員でございます。 (藤江政夫委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町社会福祉協議会副会長,江連功委員でございます。 (江連功委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町青少年育成町民会議会長,斎藤勝委員でございます。 (斎藤勝委員 挨拶)

進行(栗田参事)

上河内町自治会長連絡協議会会長,手塚早苗委員でございます。 (手塚早苗委員 挨拶)

上河内町助役,福嶋邦夫委員でございます。

(福嶋邦夫委員 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町議会議長,横田弘委員でございます。

(横田弘委員 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町議会総務常任委員会委員長,白坂喜美雄委員でございます。 (白坂喜美雄委員 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町文化財保護審議会会長,加藤幸雄委員でございます。 (加藤幸雄委員 挨拶)

進行(栗田参事)

中岡本土地改良区理事長,釜井傳一郎委員でございます。 (釜井傳一郎委員 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町自治会長連合会会長,鱒渕幸三委員でございます。 (鱒渕幸三委員 挨拶)

進行(栗田参事)

河内町助役,南木昭男委員でございます。

(南木昭男委員 挨拶)

進行(栗田参事)

高根沢町議会議長,鈴木利二委員でございます。

(鈴木利二委員 挨拶)

進行(栗田参事)

高根沢町議会総務常任委員会委員長,鈴木保夫委員でございます。 (鈴木保夫委員 挨拶)

高根沢町区長会会長,加藤晴一委員でございます。

(加藤晴一委員 挨拶)

進行(栗田参事)

高根沢町商工会会長,手塚誠委員でございます。

(手塚誠委員 挨拶)

進行(栗田参事)

高根沢町女性団体連絡協議会会長,森田広子委員でございます。

(森田広子委員 挨拶)

進行(栗田参事)

高根沢町助役,菊地三夫委員でございます。

(菊地三夫委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮農業協同組合代表理事組合長、伊澤茂委員でございます。

(伊澤茂委員 挨拶)

進行(栗田参事)

宇都宮大学国際学部教授,中村祐司委員でございます。

(中村祐司委員 挨拶)

進行(栗田参事)

作新学院大学地域発展学部教授, 沼田良委員でございます。

(沼田良委員 挨拶)

進行(栗田参事)

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

会議に入ります前に,規約が決定するまで仮議長を選出し,会議の進行をお願いしたいと存じます。

仮議長は,本日ご出席の皆さんのうち最年長者であります,上三川町議会議長の坂入委員にお願いしたいと思いますが,いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

ありがとうございます。それでは、ご承認をいただきましたので、坂入委員に仮議長をお願いし、これからの議事進行をお願いいたします。坂入議長、議長席へお願いいたします。

(坂入仮議長 議長席に着く)

仮議長(坂入委員)

ただいま仮議長の指名をいただきました上三川町議会議長の坂入でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

歴史的な「平成の大合併」の協議への第一歩を踏み出します重要な会議において,この 大役を仰せつかりましたことは大変光栄と存じております。しばらくの間仮議長を務めさ せていただきますので,皆様の特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは,議事に入ります前に,委員の皆様にお願いいたします。発言をなされる場合には,自治体名とお名前をおっしゃってから発言をお願いします。

ここで会議録署名委員を選任したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長(坂入委員)

異議なしのご意見がありました。それではどのように選任したらよいかをお諮りいたします。

(「議長一任」の声あり)

仮議長(坂入委員)

議長一任のご意見がございました。議長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長(坂入委員)

異議なしのご意見がございましたので,私の方から指名させていただきます。

本日の会議における会議録署名委員を,宇都宮市の小野里委員と,高根沢町の加藤委に お願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして,「6 経過説明」について,事務局の説明を求めます。

事務局(大林室長)

私,宇都宮市市町合併推進室長の大林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは,任意合併協議会設立の経過につきましてご説明いたします。恐れ入りますが 資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

本協議会につきましては,去る5月30日に,本日お集まりの宇都宮市,上三川町,上河内町,河内町,高根沢町の1市4町の首長さんが一堂に会しまして,合併に関する協議を行う場でございます任意協議会の設置について協議が行われ,合意が整い,本日の設立となりました。

まず,1の背景についてでございますが,現在,全国の地方自治体におきましては,地方分権の進展や厳しい財政状況のもと,これらの社会経済状況の変化に対処する必要に迫られており,行財政の効率化や質の高い行政サービスの提供など,自治能力の向上が求められております。

国におきましても,このような課題を解決する方策の一つといたしまして,市町村の合併を促進するため,さまざまな支援策を充実させております。

また,栃木県におきましても,市町村の合併パターンの例示や補助金・交付金制度を創設するなど,合併を促進・支援しております。

次に,2の市や町などの取り組みについてのうち,(1)の宇都宮地区広域行政推進協議会による検討についてでございますが,従来から広域行政に取り組んでまいりました宇都宮地区広域行政推進協議会におきましても,県が示した市町村の合併パターンを参考に,行財政シミュレーションなどさまざまな調査研究を行い,平成14年3月に調査結果を報告いたしました。

次に(2) の1市8町の自治体職員による勉強会の実施についてでございますが,当初は 1市7町の部長や課長クラスの職員により,都市圏におけます通勤通学,商圏などの現状 把握を行い,第3回から南河内町が勉強会に加わり,情報交換などを行いました。

これまでの事務レベルでの勉強会を受けまして,(3)の1市8町の助役による研究会を開催し,合併協議へ取り組む際の基本的な考え方を検討するなど,市町合併についての共通理解を深めてまいりました。

- (4) でございますが、去る5月27日には、任期協議会に参加する1市4町の助役会議を開催し、合併協議の今後の取り組みの方針などについて確認を行ってまいりました。
- (5) になりますが、去る5月30日に任意合併協議会準備会といたしまして、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町の1市4町の首長さんが集まりまして、合併協議を行うに当たっては、地域特性を生かした新たなまちづくり、住民自治の拡充と地域自治システムの構築、行財政改革の推進、地方分権の一層の推進の4項目を合併協議の基本的な考え方とし、17年3月までの合併を目指して協議を行っていくことで合意をいたしました。

また,協議会は任意の協議会とし,協議についての合意を得た上で合併の枠組みを確定し,法定協議会に移行して引き続き協議することなどを確認いたし,本日に至っております。

以上で経過の説明を終わらせていただきます。

仮議長(坂入委員)

事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

仮議長(坂入委員)

ありませんという声がかかりましたが、いかがでしょうか。

それでは,無いようですから,「7 議事」に入らせていただきます。議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」,事務局の説明を求めます。

事務局(大林室長)

それでは、議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定について」、ご説明いたします。 資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

宇都宮地域合併協議会規約の規定の趣旨は,合併協議会運営の基本となることについて 定めるものでございます。

それでは内容についてご説明をいたします。

第1条は,協議会の設置について定めるもので,参加する構成市町を,宇都宮市,上三川町,上河内町,河内町及び高根沢町と明記しております。

第2条は,協議会の名称を,宇都宮地域合併協議会と定めております。

第3条は、協議会で行う事務を定めております。第1号は合併に関する基本的事項、第2号は市町建設計画案の策定に関する事項、第3号は住民啓発に関する事項、第4号はその他合併について必要な事項としております。

第4条は,協議会の事務所を宇都宮市に置くこととしております。

第5条は,協議会の組織として,会長,副会長,委員をもって組織する定めをしております。

第6条第1項及び第2項では,会長を宇都宮市長,副会長を他の4町の首長とし,会長・副会長の職務を定めております。また,第3項の中で会長の職務代理を定めたものでございます。

第7条は,委員を定めたもので,第1号委員は行政として構成市町の助役,第2号委員は議会代表として構成市町の議長と合併を調査又は審査する特別委員会の委員長。但し書きによりまして,特別委員会が設置されていない場合は,合併を所管する常任委員会の委

員長と定めております。第3号委員は各構成市町の長が推薦する民間団体の代表者を各市町で3名,第4号委員は各構成市町が協議をして定めた者,その他学識経験者等でございます。

第8条は,協議会に必要に応じて顧問を置くことができると定めております。

第9条は、会議の開催と運営についてを定めております。第2項では会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことはできないとしており、第3項では会長がその議長となるとしております。また第4項では会議の議事、運営、その他必要な事項は会長が別に定めるとしております。

第10条は,必要に応じて,協議会に関係職員等を出席させることができる定めをしております。

第11条は、協議会から付託された事項につきまして調査及び審議をするために、小委員会を置く定めをしております。

第12条は,協議会に提案する事項や専門的に協議調整を行うため,幹事会,専門部会 を置く定めをしております。

第13条は,事務局の設置を規定しております。

第14条は、協議会の経費負担について規定しており、構成市町の負担割合につきまして均等割4割、人口割6割を負担していただく定めをしております。

第15条は,3名の監査委員を構成市町の収入役から,会長が協議会の同意を得て選任する定めをしております。

第16条は、協議会の財務処理に関する定めをしております。

第17条は,委員,顧問及び関係職員等に報酬及び費用弁償を出すことができる定めを しております。

第18条は、協議会が解散した場合に必要な事項を定めております。

第19条は、今後、新たな参加市町があった場合の定めをしており、第3項では経費負担は他の市町と同じく負担をしていただくこととし、第4項では新たに参加する市町は既に構成市町において協議が済んでいるものにつきましては尊重していただくことを定めております。

第20条は,補則で,その他必要な事項は別に会長が定めることとしております。

| 附則につきましては,規約の施行期日と本年度の会計処理期間を定めてございます。

以上で議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定」についての説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

仮議長(坂入委員)

事務局の説明が終わりましたので,何かご質問,ご意見がありましたらお申し出いただきたいと思います。

無いようですのでお諮りいたします。議案第1号「宇都宮地域合併協議会規約の制定に

ついて」は,原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

仮議長(坂入委員)

ありがとうございます。それでは,議案第1号は原案のとおり決定いたしました。 ただいまの決定をもちまして,正式に宇都宮地域合併協議会が発足いたしました。

つきましては,協議会規約第6条第1項の規定により,「会長を宇都宮市長とする」となっており,また,規約第9条第3項において,「会長は,会議の議長となる」となっております。今後は福田宇都宮市長に会長として議事進行をお願いしたいと思います。

議長交代となります前に,一言御礼を申し上げます。

皆様方のご協力によりまして,無事に宇都宮地域合併協議会が発足いたしました。今後は,福田会長を中心として,新しいまちづくりに,私も参会の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。議事進行にご協力をいただきましたことを御礼申し上げ,交代のあいさつとさせていただきます。

それでは福田会長,よろしくお願いします。(拍手)

(坂入仮議長議長席を降り,福田会長議長席に着く)

福田会長

就任のあいさつをさせていただきます。ただいま皆様方の慎重なる審議によりまして,「宇都宮地域合併協議会規約」が決定され,誠に光栄なことに,歴史的な合併協議会の会長に就任することとなりました。大変責任の重い役割であると感じており,まさに身の引き締まる思いであります。合併に当たりましては,調整を図らなくてはならない項目が数多くあり,その調整内容も大変困難なものもございます。

また,合併後の地域自治のあり方など,新しい時代を見据えた課題への対応等につきましても十分な検討が必要であります。ご臨席の委員の皆様方の豊富な知識と卓越した識見のもとに,今後の合併協議会運営が順調に進行できますよう特段のご協力をお願い申し上げ,会長就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議事に戻ります前に,坂入議長には協議会発足までの重要な会議の議長をお務めいただきまして,改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長(福田会長)

議事に戻らせていただきます。

続きまして,議案第2号「監査委員の選任」について,事務局の説明を願います。

事務局(大林次長)

それでは,議案第2号「監査委員の選任について」,ご説明をいたします。恐れ入りますが,資料の8ページをご覧いただきたいと思います。

ここで事務局よりお願いがございます。ただいま議案第1号の決定によりまして協議会の会長が決まりましたが,議案書に会長名が入ってございません。誠に恐縮ではございますが,議案書に会長名のご記入をお願いいたします。

それではご説明いたします。

議案第2号「監査委員の選任について」は、協議会規約第15条第1項の規定により「会長が構成市町の収入役のうちから、協議会の同意を得て3人の監査委員を選任する」となっております。従いまして、会長から監査委員のご指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

福田会長

協議会規約上,監査委員は会長からの指名とのことでありますので,私から指名させて いただきます。

監査委員には,上河内町の大木二三男収入役,河内町の斉藤弘収入役,高根沢町の鈴木 一郎収入役にお願いしたいと考えております。

議長(福田会長)

皆さんにお諮りいたします。議案第2号の「監査委員の選任」については,上河内町の大木二三男収入役,河内町の斉藤弘収入役,高根沢町の鈴木一郎収入役にお願いしてよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。異議無しということでございますので,当協議会監査委員につきましては,原案どおりとさせていただきます。

続きまして,議案第3号「平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び 議案第4号「平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は,関連がございま すので一括してお諮りいたします。事務局の説明を求めます。

事務局(大林次長)

それでは,議案第3号及び議案第4号につきまして,順次ご説明をいたします。

まず,議案第3号「平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画」についてご説明いたします。

平成15年度宇都宮地域合併協議会の事業計画といたしましては,まず,合併協議の推進を図るため,協議会,幹事会,専門部会等を開催し,合併協定項目の協議や合併後の新たなまちづくりの基本となる市町建設計画案の策定などの協議をしていただきたいと考えております。

また,住民への啓発活動といたしまして,協議会広報紙の全戸への配布やホームページの開設のほか,シンポジウムを開催し,基調講演やパネルディスカッションを通して住民 啓発活動を行ってまいりたいというものでございます。

調査・研究事業では、より合併に対するご理解を深めていただくため、協議会委員によります合併先進地の視察研修や先進事例等の調査・資料収集を行います。

最後にその他といたしまして,合併に関する必要な事業を適宜実施してまいります。

続きまして,議案第4号「平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」,ご 説明いたします。

12ページをご覧いただきたいと思います。ただいまご説明申し上げました事業計画案の実施に必要な経費といたしまして、歳入歳出それぞれ 21,122,000円を計上いたしました。

まず歳入のうち負担金についてでございますが、歳入合計額から補助金額5,000,00円、諸収入額1,000円を除いた16,121,000円を,協議会を構成する1市4町で負担するものでございます。負担割合につきましては、均等割を40%,残りの60%を人口割として按分し計上いたしました。

次に補助金についてでございますが,これは栃木県市町村合併推進支援補助金制度によります任意の合併協議会に対する補助金5,000,00円を計上してございます。諸収入につきましては,預金利子額として1,000円を計上してございます。

続きまして,歳出についてご説明いたします。

まず、協議会の運営費についてでございますが、会議費といたしまして2,212,00円を計上いたしました。主なものといたしましては、1節の協議会委員の報酬でございまして,1,598,000円を計上いたしました。

次に事務局費といたしまして5,183,000円を計上いたしました。主なものといたしましては,11節の需用費に協議会運営にかかわる消耗品費といたしまして1,481,000円,また13節の委託料に派遣臨時職員にかかわる経費といたしまして3,360,000円を計上いたしました。

次に事業費についてでございますが、事業推進費といたしまして 13,627,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、9節の旅費に協議会委員の方の先進地視察研修費といたしまして 1,605,000円,また13節委託料には市町建設計画の策定に伴う資料作成や市民への啓発活動といたしまして、協議会広報紙の発行・配布、シンポジウムの開催などにかかわる経費といたしまして10,830,000円を計上いたしました。

また、予備費といたしまして100、000円を計上いたしました。

以上で議案第3号及び第4号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(福田会長)

事務局の説明が終わりました。何かご質問,ご意見等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので,お諮りいたします。

議案第3号「平成15年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び,議案第4号「平成15年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は,原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)(拍手)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは,議案第3号及び議案第4号につきましては,原案のとおり決定することといたします。

続きまして、「8 報告事項」に移らせていただきます。

報告第1号「会長職務代理の指定について」,事務局の説明を求めます。

事務局(大林次長)

報告第1号「会長職務代理の指定について」、ご説明いたします。資料の13ページをご 覧いただきたいと思います。

協議会会長の職務代理につきましては、協議会規約第6条第3項の規定により「会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する」となっております。したがいまして、会長から会長職務代理の指定をお願いしたいと思います。

福田会長

協議会規約第6条第3項に基づき,私から指名をさせていただきます。

会長職務代理は上三川町の猪瀬副会長にお願いをしたいと思います。猪瀬副会長,よろしくお願いいたします。

議長(福田会長)

続きまして,「9 今後の取り組みについて」に移らせていただきます。事務局の説明を 求めます。

事務局(大林次長)

今後の取り組みについてご説明申し上げます。資料の14ページをご覧いただきたいと 思います。

まず,市町合併に向け必要となる事項についてでございますが,今後,本協議会におきましては,市町合併について協議を進めていくこととなりますが,複数の市町が合併し新たな市となるに際しましては,さらなる住民福祉の向上を目指し,新たな市においてどのようなまちづくりを行うかを明確にするとともに,市町により異なる行政制度や各種のサービスの調整を行うことが必要になります。

また,手続的なものといたしましては,合併に向けた市や町の議会や県議会における議 決,官報掲載による告示等,各種手続が行われることとなります。

こうした中,本協議会においてご協議いただきます2の「市町合併に必要となる具体的な取組」につきましてご説明いたします。

まず、市町建設計画の策定についてでございますが、新市の建設を総合的かつ効果的に推進する指針として、合併する市町の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上、新市全体の均衡ある発展を目指し、合併後の新市のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針を定めるものといたしまして、市町建設計画を作成することとなります。

市町建設計画におきましては,新市建設の基本方針や主要事業,財政計画など合併特例法に規定されている事項のほか,新市の将来像や宇都宮市や各町のそれぞれの地域で培われてまいりました文化,産業などの活力や多様性を尊重し,住民の参加や協働,さらには都市内分権を推進するため,新たな自治の仕組みについて具体的に検討する必要がございます。

このようなことから,特に専門的な見地からの助言などが必要な場合には,規約にございます顧問の活用を図ってはと考えております。

次に事務事業等の調整でございますが,現在各市町において行われております行政制度や事務事業等につきましては,事務事業等の実施体制やサービス内容が異なっているものが存在しております。新市に移行する際には,住民が行政制度の違いにより混乱することや不利益を被ることがないよう,その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になります。また,こうした事務事業などの調整を図ったものにつきましては,合併協定書として文書化することが一般的でございます。

(3) は合併に関する手続を記載してございます。手続に関しましては,市町建設計画や事務事業等の調整などを行い,合併に向けた合意が整った後に行うことになりますが,それぞれの市や町の議会での議決や県議会での議決などが必要になります。

続きまして,ただいまご説明いたしました事項を含めました全体スケジュールについてご説明いたします。15ページをご覧いただきたいと思います。「全体の流れ」「市町建設計画」「事務事業調査」に分けて,平成17年3月までに合併する場合のスケジュールを記

載してございます。

まず「全体の流れ」についてでございますが本日が第1回の任意協議会となりますが、任意協議会につきましては、今後1カ月から2カ月に1度の割合で任意協議会を開催し、市町建設計画や事務事業調査に基づく事務事業の調整に関する協議を進めてまいりたいと考えております。その後、合併に関する基本的な事項につきまして合意を得られましたなら、12月議会を目途に、それぞれの各市町の議会におきまして法定協議会設置に向けた議決を行い、翌年1月には法定協議会に移行したいと考えております。法定協議会におきましては、任意協議会において協議した事項について確認を行うとともに、市町建設計画の策定や事務事業の調整方針の確定作業を行うことになります。その後の流れといたしましては、新市におけます基本的事項や合併特例法に関する事項、住民生活に特に密着した各種行政サービスの方針などを文書化いたしまして、合併協定書の調印、市や町議会の議決や県議会の議決を行うことになります。

続きまして、中ほどの「市町建設計画」についてでございますが、次回の任意協議会以降、将来構想の策定方針案の策定を行い、将来都市像や地域自治制度、新市における施策などにつきまして協議を進めていくことになります。この市町建設計画の策定につきましては、新市の将来構想として基本的な考え方の協議を進めるとともに、重点事業の検討や公共施設の統廃合整備計画、地域別計画、財政計画の協議を行うことになります。

続きまして、右端の「事務事業調査」についてでございますが、当面は、現在各市町が 実施しております各種の事務事業等につきまして、各市町の現状や新市として行政サービ スを提供していくに当たっての課題を把握し、調整方針の検討を行ってまいります。その 後、法定協議会に移行し、合併の枠組みが確定したことを受け調整方針を確定し、合併協 定書の調印後には新市における事務事業の円滑な実施に向けた準備作業に取り組む流れに なります。

また、本日、参考資料といたしまして「合併協定項目について」という資料を用意してございます。16ページをご覧いただきたいと思います。合併協定書の役割といたしましては、1の「合併協定書について」という部分に記載してございますが、市町合併協議に際して重要になります新市における基本的事項や合併特例法に関する事項、住民生活に特に密着した各種行政サービスの方針など、協議した事項を明確にし、新しい自治体の姿を明らかにするために作成するものとし、既に合併した先進地の事例におきましても、合併に関する協議事項のうち重要な項目について、合併協定書として文書化することが一般的となっております。

合併協定書において記載する項目といたしましては,1番目の項目といたしまして,の「自治体の存立にかかわります基本的な事項」,の「合併特例法による協議事項」,の「住民生活に密着した事項」などを対象とすることになります。

具体的な項目といたしましては、資料の16ページから21ページにかけまして24の項目を例示してございますが、基本的事項といたしましては、合併の方式、合併の期日、

新市の名称,新市の事務所の位置といった,自治体の存立にかかわる基本的な事項を取り扱うことになります。

また,合併特例法による協議事項といたしましては,議会の議員の定数及び任期の取扱い,農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い,地方税の取扱い,一般職の職員の身分の取扱い,地域審議会の取扱いといった合併特例法に規定のある協議事項を取り扱うことになります。

その他の事項といたしましては、財産の取扱い、特別職の身分の取扱い、条例・規則等の取扱いといった新市における行政サービスの基本となる事項や、使用料・手数料等の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、各種事務事業の取扱いといった行政サービスに直接関係する事項などを取り扱うことになります。

また,市町建設計画につきましては,住民に対し合併後のまちづくりに関する展望を示す新市のマスタープランとしての役割を果たすものでありますことから,合併協定書の項目とするものでございます。

以上で今後の取り組みについての説明を終わらせていただきます。

議長(福田会長)

今後の取り組み,合併協定項目につきまして説明がありましたが,ご意見,ご質問等が ございましたらお願いいたします。

無いようでございますので,次に「10 その他」に進ませていただきます。事務局で何かありますか。

事務局(大林次長)

事務局の方から委員の皆様にお願いと連絡事項がございます。

まず1つは,委員の委嘱状についてでございますが,委員の皆様方の委嘱につきましては,本来ならば,会長が決定いたしましたところで委嘱状の交付式をとり行い,会長から直接それぞれの委員の皆様にお渡ししなければならないところでございますが,まことに恐縮とは存じますが,お時間の関係上,委嘱状は既に皆様のお席の封筒の中に入れさせていただきました。恐れ入りますがご確認くださいますようお願いいたします。・・よろしいでしょうか。

2点目でございますが,第2回合併協議会の日程についてでございます。第2回の合併協議会の開催につきましては,来月7月15日(火)午後2時より,会場はホテル東日本宇都宮を予定してございます。なお,委員の皆様方には追ってご案内をいたします。

3点目は,参考資料についてでございます。お手元のファイルの中に,1市4町に関する基礎データと,栃木県が発行しましたパンフレット「市町村合併」をお配りいたしました。

1市4町に関する基礎データにつきましては,人口,面積,公共施設等,関係する市や

町の状況をご理解いただければと考えております。今後は各市町の行政水準などをより詳細に比較することができる資料を作成してまいりたいと考えております。

また,栃木県が発行しましたパンフレット「市町村合併」につきましては,合併に伴う問題点や合併による暮らしの変化,市町村合併の手続・手順,さらには全国や県内の合併に関するデータや合併特例法の説明等が記載されておりますので,ご活用をいただきたいと思います。以上でございます。

議長(福田会長)

ただいまの説明につきまして,ご意見,ご質問等ございましたらお願いいたします。 職員数は4月1日現在でいいのですか。

事務局(大林次長)

はい。

議長(福田会長)

ご意見が無いようでございますので,第1回の宇都宮地域合併協議会を終了させていた だきます。

それでは,今後とも,皆様方の積極的なご協議により,当協議会運営が順調に進行できますようお願いを申し上げて,終了とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。(拍手)

進行(栗田局長)

以上をもちまして,第1回宇都宮地域合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時00分 閉会